

埋蔵文化財提出書類一覧

※提出書類は正・副2部、図面なども含めて全てA4サイズで作成をお願い致します。

- ① 埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について
- ② 埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について 別記
- ③ 開発予定地の案内図（開発予定地を明示した住宅地図等）
- ④ 工事平面図（建物の配置図、1階の平面図、地盤改良を行う場合は、その位置がわかる図面、ガス管・給水管の配置図、基礎の配置図など）
※解体工事などの場合は、解体する部分などの解る図面。
※盛土・切土を行う場合は盛土・切土の施工範囲の平面図。
- ⑤ 工事断面図（基礎工事等の掘削深度がわかる図面、基礎伏図・矩計図、地盤改良を行う場合は、その深さが解る図面、ガス管・給水管の深さがわかる図面、）
※盛土・切土を行う場合は現況との高低差を示した図面。
- ⑥ 承諾書（土地所有者と発掘届出者とが異なる場合は提出）
- ⑦ 委任状（基本的に埋蔵文化財発掘の手続きを代理人が行う場合は提出）

※工事範囲が公道に及ぶ場合は、道路占用許可書の写しも必要です。

【注意事項】

- ・工事着手前より60日より前に提出をしてください。
- ・提出先は、清瀬市郷土博物館になります。書類はクリップ留めで結構です。
- ・提出された書類は、返却されませんので、必要な方は事前に書類のコピーのうえ保管をお願い致します。

記入例

提出する日付を記入

令和 年 月 日 号

東京都教育委員会教育長 様

届出者が個人の場合、氏名+認印
法人の場合、法人名および
代表者・役職名+代表者印

〒
住 所
氏名等

※届出者と土地所有者が異なる場合は「承諾書」が必要です。

埋蔵文化財発掘の【届出】通知について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）【第93条第1項、第94条第1項】、同第184条第1項及び文化財保護法施工令（昭和50年政令第267号）第5条【第1項・第2項】の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり【届出】通知します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係わる遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木事業が請け負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木事業等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木事業等の着手の予定時期
- 9 当該土木事業等の終了の予定時期
- 10 その他の参考となるべき事項

添付資料

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木事業等の概要を示す書類及び図面

記入例

別記

法第93条第1項・法第94条第1項

(○で囲むこと)

1 所在地	住居表示を記入 (開発行為が行われる全ての番地を記載・省略はしない)		
2 面積	建物建設の場合は、建築面積を記入 m ²		
3 土地所有者	住所: 氏名等: 届出時点での所有者を記入 (土地所有者と届出者が異なる場合は「承諾書」が必要)		
4 遺跡の種類	散布地 (包蔵地) 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称	(遺跡番号)	員数	遺跡が1つ以上にまたがる場合はその数を記入それ以外は「1」
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 分譲住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業 (農道等含む) その他農業関連事業 土砂採取 その他開発 ()		
6 工事主体者	住所: 事業者または施主を記入 氏名等:		
7 施工責任者	住所: 氏名等: 施工業者が決まっていない場合は「未定」と記述		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項	着手予定時期は、届出日から60日前以上空いているのが望ましい		

指導事項	発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認調査 その他 (指導事項部分は記入しない)
------	---

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。 ②指導事項欄は都教育委員会で記入。

③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入。

4について解らない場合は、清瀬市郷土博物館へ問い合わせてください。

5工事の目的 届出本人が居住する戸建専用住宅の場合「個人住宅」

分譲または賃貸等の営利目的で建設する戸建住宅「分譲住宅」

集合住宅の一部を施主の専用住宅として利用する「個人住宅」・「集合住宅」両方

建物を個人専用住宅と事務所・店舗として利用する「個人住宅兼工場又は店舗」

記入例

提出する日付を記入

令和 年 月 日
第 号

東京都教育委員会教育長 殿

〒
住 所
氏名等

土地所有者の姓名記入

印

承 諾 書

私が所有する下記所在地における事業については、表記届出者が行う事業の実施及び文化財保護法に基づく届出を承知しております。

記

遺跡名、開発行為が行われる住所

所在遺跡

以上

届出者が「土地所有者」と異なる場合に提出が必要になります。
同じ場合は、提出する必要はありません。

記入例

委任状

提出する日付を記入

令和 年 月 日

清瀬市市長殿

委任者 住 所

氏 名

土地所有者の姓名記入

印

電話番号

私が下記の者を代理人と定め、埋蔵文化財の届出に係る申請手続きの権限を委任します。

記

受任者 住 所

氏 名

印

電話番号

以上